「マイナ保険証」について

令和7年2月 健康保険委員研修資料

お伝えしたいこと

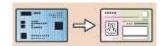
1. 健康保険証からマイナ保険証へ

2. 受診方法について

3. 事業所(ご担当者様)へのお願い

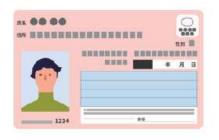
4. 令和7年度健診案内について

健康保険証からマイナ保険証へ



令和6年12月2日から これまでの健康保険証の発行は終了し、 マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

マイナ保険証での受診



マイナンバーカードを保険証として

登録・ご利用いただくことで、

従来の保険証よりも便利で、

よりよい医療を受けられるようになります。



利用することを 受付で伝えて カードリーダーに置く





顔認証または 4桁の暗証番号を入力





診察室等での診療・服薬・ 健診情報の利用について 確認・選択





マイナ保険証受診のメリット

安心

医療情報の共有

※ 本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- ★ 特定健診や診療・薬剤情報を医師(薬剤師)と共有 重複検査、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスク減少
- ★ 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利

各種手続きも便利に!

- ☆ 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
 - ※ 新しい保険者への加入手続きは必要です。
- ☆「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の持参も必要なくなります。

☆ 確定申告 (医療費控除) の手続きも簡単に!

Step1 マイナンバーカードの保険証利用登録をする Step2 マイナポータルで医療費通知情報を確認する

マイナポータルで<u>確定申告の医療費控除に利用するための</u> 「医療費通知情報(1月~12月までの1年分)」を取得することができます。



マイナ保険証受診のメリット



入院が必要な場合は、必ず「マイナ保険証」のご用意を!

手続きなして言語な窓口負担が不要に

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。







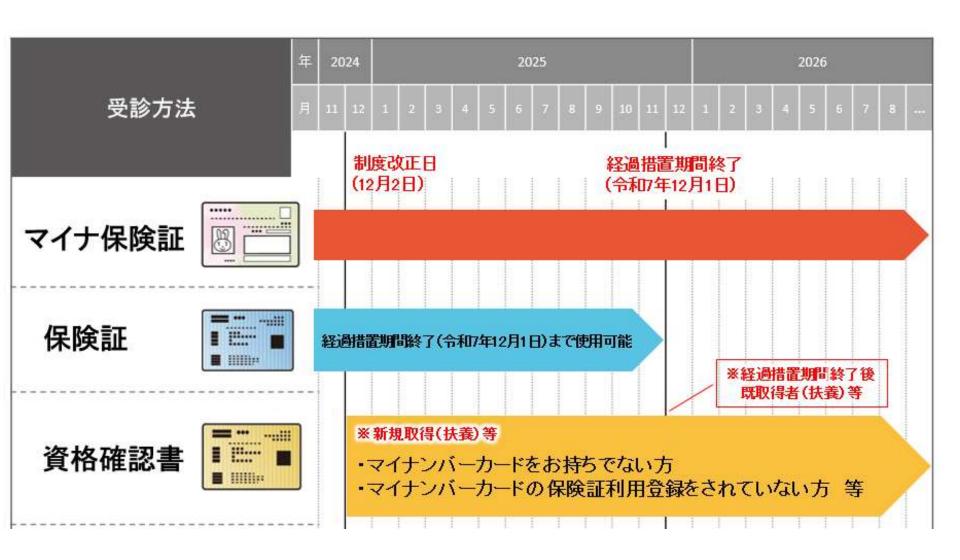


Q マイナ保険証を利用して、どのようなメリットを感じていますか?

A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、協会けんぽに限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓□負担が減額され、助かりました。

令和6年12月2日 以降の医療機関等の受診方法



知ってほしい「発行済の健康保険証」の取り扱い



Point

『『・現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、 1 経過措置期間が終了するまで(令和7年12月1日まで)使用できます。

- ※ <u>令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、</u> <u>会社へ返納してください</u>。
- ※ 令和7年12月2日以降については自己破棄も可能です。

Point

2

健康保険証の再交付はできません。



これまでの再交付の申請に代わり

マイナ保険証を利用する。



② マイナンバーカードをお持ちでない方、保険証利用登録をしていない方は、「資格確認書」 の交付申請が必要です。

「資格確認書」について

掲載面 印字要素 · 記号·番号 • 資格取得年月日 交付年月日 枝番 氏名(漢字、フリガナ) 有効期間の終期(有効期限) • 被保険者氏名 • 保険者番号 • 生年月日 · 保険者名称·支部名 • 保険者所在地 · 本人·家族区分 • 被保険者/被扶養者 · 公印 性別 2次元コード 表面 ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書 には負担割合等を記載しない ※性別対応(性別・通称名表記)、旧姓併記は加入者の申出に基づき対応する。 住所欄 備考欄(性別対応及び旧姓併記は備考欄に記載予定) 裏面 注意事項欄 臓器提供意思表示欄

資格確認書のイメージ







知ってほしい「資格確認書」

- 1 対象者 (マイナ保険証を使用していない方)
 - マイナンバーカードをお持ちでない方
 - ・マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方 等
- 2 発行の契機
 - ・「資格確認書交付申請書」を協会けんぽへ提出
 - 新規加入時の申請書(被保険者資格取得届、被扶養者異動届)への記入(発行要)
 - ・ (本人の) 申請によらない保険者からの交付

Check!



- 3 経過措置期間終了後(令和7年12月2日以降)に向けて
 - ※「発行済みの保険証」 をお持ちの方で、マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方に対して、令和7年9月から11月にかけて「資格確認書」を交付します。
 - ※ 協会けんぽより対象者がいる事業所へお送りします。

事業所(ご担当者様)へ

「被保険者資格取得届」「被扶養者(異動)届」を提出する際はマイナンバーを記載して、5日以内に日本年金機構にご提出ください。

□「マイナ保険証」での受診を基本とする仕組みへの移行に伴い「被保険者資格取得届」等の様式が変更されています。



- 新規採用や扶養追加の際には、「マイナ保険証」をおすすめください。
- ・「マイナ保険証」を利用すると、これまでの保険証の配付等に相当する業務が 不要となります。
- **※ 資格取得届等の処理後、資格情報は「マイナポータル」で簡単に確認できます。**

★ より詳しくマイナ保険証を知っていただくため

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください

電話番号

0570-015-369

開設時間

8時30分~17時15分(土日祝日を除く)

対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語 他 22か国語でのお問い合わせに対応しています



内 容

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書やオンライン資格確認等に関するお問い合わせ



マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは 国のマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)にお問い合わせください。

☆ 詳しい受診方法 等 YouTube 動画





協会けんぽの健診を受けないなんてもったいない!

愛媛県内で<u>対象者(35歳以上の方)の 6割以上</u> 毎年約15万人以上 の方が受診しています!

生活習慣病予防健診

35歳~74歳 (被保険者)



がん検診をプラス!











詳しくは こちら



協会けんぽの補助を受けて総額18,865円の健診が

自己負担(最高) 5,282円

令和7年度健診案内 その2



従業員の皆さまの 「大切なご家族」へ健診の案内をお送りします。

特定健診

40歳~74歳のご家族 (被扶養者)

















健診費用

自己負担 0円

もしくは1,782円※

- ※ 健診機関によって金額が変わります。
- ※ 令和6年度の愛媛県での金額です。

4月上旬に 従業員様のご自宅に 「黄色の封筒」で お届けします.



☆ご担当者様 ぜひ従業員の皆さまへご周知ください。

★ 健診の3つの「もったいない」をなくそう!

健診から始まるサイクルで、3つの「もったいない」をやっていませんか?

「健診受けない」もったいない



毎年受けていますか?

協会けんぽ加入者は健診をお得に受けられる のに、受けないのはもったいない。

健診を受けて健康状態を確認

「受けっぱなし健診」もったいない



健診を受けっぱなしに していませんか?

せっかく健診を受けても、改善につなげなけ ればもったいない。

健診結果に応じて行動することで 健康状態を改善

「健康づくりを継続しない」もったいない



日々の健康づくりに 取り組んでいますか?

良好な健康状態になっても、それを継続しない のはもったいない。

食事や運動に気をつけて、 良好な健康状態を維持

健診を受けた後の行動こそ大切です!

健康づくりサイクルについての特設サイトはこちら▶



★ TVCM 放送中



1月25日から放送中

どうしても 皆さまに知ってほしい そして選んでほしい! 「ジェネリック医薬品」

特設サイトはこちら



すべてのバージョン公開中 キャラクター紹介も ぜひご覧ください!



各種申請書



協会けんぽ愛媛支部 公式LINE

送付物の案内



友だち募集中



協会けんぽ愛媛支部





健診の案内



健康情報

